

オンライン一般質問の実施方針について(案)

	意見や課題	方針
①	議長の姿が見えないので、議員・傍聴者向けに設置されていたモニターの位置を調整する必要がある。	議長の姿が議員や傍聴席から見えるように、モニターの位置を調整する。
②	画面に議員以外の者が映るのは望ましくないが、状況により、子ども・家族・医師などが映り込むことを一定は許容するルールが必要ではないか。	映り込みについては完全に発生しないようにすることは難しいため、オンライン質問を行う議員の努力義務とする。なお、実際に映り込みが発生し、他者の関与が疑われたり、議事進行に支障が生じたりする場合には、議長判断で休憩を取るなどの対応を行う。
③	質問には、代表質問・緊急質問も含まれるが、これらもオンラインでの実施を可能とするか。	緊急質問や代表質問についても、オンラインでの実施を可能とする。
④	質問の途中で質問者の通信画面が途切れた場合、議長が議事を止める必要があるのではないか。	通信が不安定となり、オンライン質問者の状況が確認できない場合には、議長判断で休憩をとることとする。なお、休憩時間については、合計で15分を限度とし、これ以上の時間を要する場合は質問を打ち切ることとする。
⑤	オンライン質問を行う議員の画面上の背景について、関係のないものを映さないといった一定のルールが必要ではないか。	オンライン参加する場所については、原則として①なんらかの主張を示すものを掲示しない②場所が明確になるようバーチャル背景を設定しない。ただし、病院や避難所などで他者のプライバシーを保護する必要がある場合にはその限りではない。
⑥	オンライン質問者に残時間表示の共有が必要ではないか。	オンライン質問のシステムについては、通信に負荷をかけないようにするため、残時間の共有は行わない。なお、残り3分の合図は議長が行う。